

# 国立大学法人東京外国語大学学長選考・解任審査等規程実施細則

平成 16 年 3 月 26 日  
規 則 第 50 号

改正 平成18年11月 7日規則第57号  
平成21年 3月23日学長選考会議改正規則第47号  
平成22年 6月 9日学長選考会議改正規則第42号  
平成28年 3月25日学長選考会議改正規則第 2号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京外国語大学学長選考・解任審査等規程（以下「規程」という。）第14条に基づき、規程の実施について必要な事項を定める。

(学長候補者の推薦)

第2条 規程第5条に定める推薦は、推薦者2名以上連署のうえ、推薦者1名を推薦責任者とし、別紙推薦書（様式1）により学長候補者1名を所定の期限までに推薦するものとする。

2 規程第8条各号の一に該当する者は、学長候補者として推薦することはできない。

(投票委員会)

第3条 規程第6条第4項の意向聴取手続きとしての投票を管理するため、投票委員会を置く。

2 前項の委員会は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、国立大学法人東京外国語大学学長選考会議構成員を除く。

- (1) 大学院総合国際学研究院の教員 2名
- (2) 大学院国際日本学研究院の教員 2名
- (3) アジア・アフリカ言語文化研究所の教員 1名
- (4) 事務局の職員 1名

3 投票委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出する。ただし、委員長が選出されるまでの間の委員長は、学長選考会議議長をもって充てる。

4 委員長は、委員会及び投票を掌理する。

5 第2項の委員選出にあたっては、委員が欠員となった場合補充する者をあらかじめ定めておくものとする。

6 投票委員会は、学長選考会議が学長の選考を終えたときをもって解散する。

(選考結果の公表)

第4条 規程第6条第6項の公表は、様式2により行うものとする。

(投票除外者)

第5条 規程第7条第1項ただし書きに定めるもののほか、投票日において休職中の者、出勤停止中の者、大学が承認した休業及び病気休暇中である者は、投票することができ

ない。

(投票の公示)

第6条 投票に当たっては、投票日の10日前までに様式3により次の事項を公示する。

- (1) 規程第2条の該当事項
- (2) 投票日時及び投票場所
- (3) 規程第6条に定める学長候補者として選定された者の氏名

2 選考会議は、候補者とした理由、候補者の経歴、候補者の意思表明書等を投票権者に通知する。

(投票権者名簿の確定)

第7条 投票委員会は、投票公示日において投票権者を確定し、その名簿(様式4)を作成する。

(投票用紙)

第8条 投票は、所定の投票用紙(様式5)を用いなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において投票権者名簿と照会確認の上これを交付する。

(投票の効力)

第9条 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 2名以上の氏名を記載したもの
- (3) 氏名の確認し難いもの
- (4) 学長候補者として選定された者以外の氏名を記載したもの

第10条 投票の効力につき疑義があるときは、投票委員会がこれを決定する。

(不在者投票)

第11条 規程第7条第2項に規定する不在者投票は、投票公示のあった日から投票日の前日までに、投票委員会が管理する投票所に自ら行き、書面(様式6)をもって投票用紙及び不在者投票用封筒(様式7。以下「封筒」という。)の交付を請求し、交付を受けるものとする。

2 前項の書面は、不在者投票を行う者の所属する部局の長の証明を得るものとする。

3 投票用紙及び封筒の交付を受けた投票権者は、その場所で自ら投票用紙に記入し、これを封筒に入れ、封をしたのち、表面に署名して不在者投票を行うものとする。

4 不在者投票された投票用紙は、第12条に規定する開票前に投票委員会委員長が封筒を開き、投票箱に入れるものとする。

(開票)

第12条 開票は、投票終了後、投票委員会が直ちに行う。

第13条 投票委員会委員長は、開票結果を学長選考会議議長に報告するものとする。

(解任の意向聴取)

第14条 規程第11条第1項の学内意向聴取の手続きとしての投票は、第3条、第5条、第7条、第8条及び第10条から第13条までの規定を準用する。

2 前項の投票に当たっては、投票日の10日前までに様式8により次の事項を公示する。

(1) 規程第8条の該当事項

(2) 投票日時及び投票場所

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年11月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

学長選考会議議長 殿

推薦者

〇〇〇〇 (推薦責任者) 印

.....

学 長 候 補 者 推 薦 書

下記の者は、国立大学法人東京外国語大学学長選考・解任審査等規程第4条に定める選考基準に適格であるので、必要書類等を添え、学長候補者として推薦します。

記

氏 名            〇   〇   〇   〇

(必要書類等)

- 1 推薦理由書 (様式任意)
- 2 学長候補者の経歴
- 3 業績一覧表

様式2

公 示

学長選考会議は、国立大学法人東京外国語大学学長選考・解任審査等規程第4条の規定に基づき、下記の者を次期学長予定者として選考した。

記

○ ○ ○ ○

選考の経緯

選考理由

年 月 日

学長選考会議議長

○ ○ ○ ○

様式3

公 示

国立大学法人東京外国語大学学長選考に係る意向聴取としての投票を下記により実施する。

年 月 日

学長選考会議議長

記

1. 実施の理由 学長選考・解任審査等に関する規程第6条第4項に該当
2. 投票用紙の記載方法 単記無記名
3. 投票日時 年 月 日 (○) ○時～○時
4. 投票所 ○ ○ ○ ○ ○ ○
5. 学長候補者氏名  
(50音順・敬称略)  
○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○  
.....
6. 不在者投票  
(1) 投票期間 年 月 日 (○) ～ 年 月 日 (○)  
○時から○時まで  
(2) 投票所 ○ ○ ○ ○ ○ ○



様式5

(折  
り  
目  
)

(折  
り  
目  
)

(中)

(表)

	<p data-bbox="563 1043 600 1487">欄内に一名記入のこと</p> <table border="1" data-bbox="603 689 719 1518"><tr><td data-bbox="603 689 719 875">氏名</td></tr><tr><td data-bbox="603 875 719 1518"></td></tr></table>	氏名		<p data-bbox="1046 674 1129 1305">国立大学法人東京外国語大学 学長候補者投票用紙</p> <table border="1" data-bbox="994 1335 1139 1518"><tr><td data-bbox="994 1335 1139 1518">大学印</td></tr></table>	大学印
氏名					
大学印					

様式6

年 月 日

学長選考会議議長 殿

部局長職名

部 局 長 名 印

不 在 者 投 票 証 明 書

〇〇（部局名）所属の〇〇〇〇は、下記理由により、投票当日学長候補者の投票ができないことを証明する。

記

（投票ができない理由）

1. 用務の内容

2. 用務の期間

3. 用務の場所

4. その他

様式7

			国立 大学 法人 東京 外国 語大 学
		学 長 候 補 者 不 在 者 投 票 用 封 筒	
	年		
	月		
	日		
	学 長 選 考 会 議 長		
○			
○			
○			
○			
印			
不在者投票者氏名記入欄 (氏名は、自筆により記入)			

- (注) 1. 封筒は、任意のものとする。  
2. 日付は、不在者投票を行った日を記入する。

様式 8

公 示

国立大学法人東京外国語大学学長解任審査に係る学内意向聴取手続きとしての投票を下  
記により実施する。

年 月 日

学長選考会議議長

記

1. 実施の理由 学長選考・解任審査等に関する規程第 8 条第○号（○○  
○）に該当
2. 投票用紙の記載方法 賛成、反対いずれかを○で囲む。
3. 投票日時 年 月 日（○）○時～○時
4. 投票所 ○ ○ ○ ○ ○ ○
5. 不在者投票  
(1) 投票期間 年 月 日（○）～ 年 月 日（○）  
○時から○時まで  
(2) 投票所 ○ ○ ○ ○ ○ ○